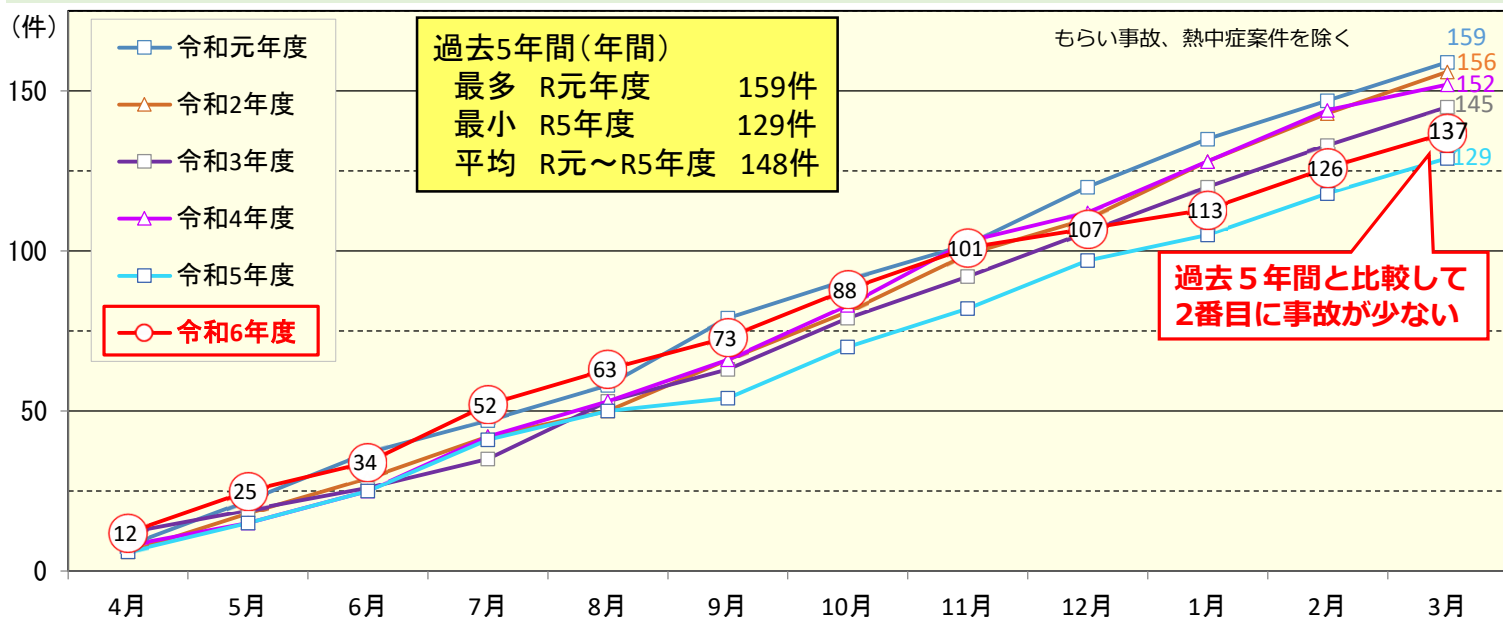
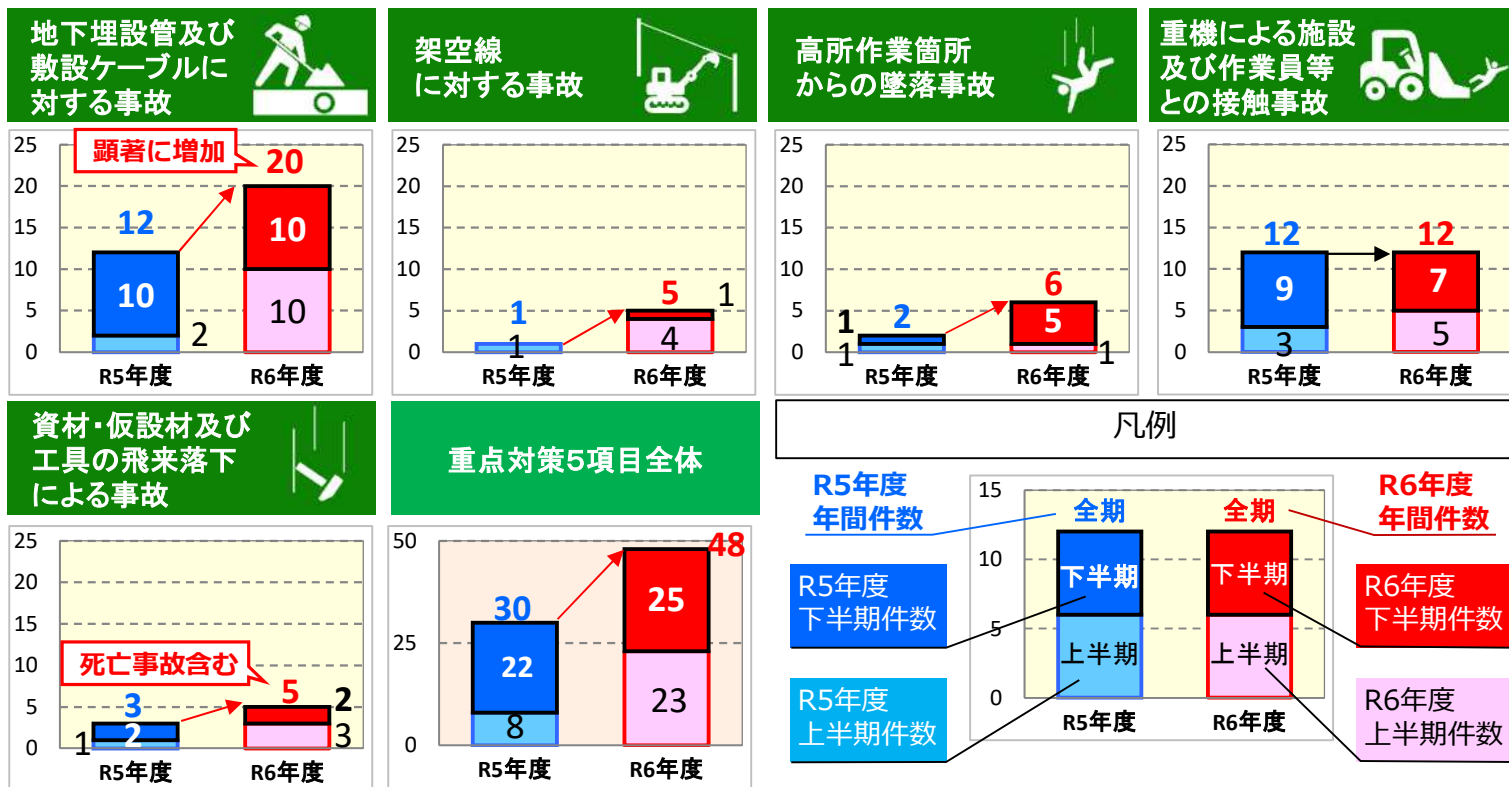


## 令和6年度 直轄工事等事故の発生状況

近年の年度別工事等事故発生件数(累計) ※R7.3時点速報値



工事等事故防止重点対策項目(5項目)の発生件数 ※R7.3時点速報値



令和6年度の事故発生件数は、過去5年間(R1～R5)と比べて2番目に少ない年でしたが、**死亡事故が1件発生**しています。また、重点対策項目(5項目)の事故は増加しており、特に**地下埋設物事故が顕著に増加(12件→20件)**しています。

重点対策項目の事故は、重大な労働災害に繋がる可能性が高く、また、公衆へ大きな影響を及ぼす可能性が高いため、引き続き、より一層の事故防止に努めてください。



**事故防止のため、具体的な安全対策を作業員に示しましょう！**

# 令和7年度の工事等事故防止重点対策項目を策定

近畿地方整備局では、管内の直轄工事及び現場作業を伴う業務における事故の安全対策強化を図るため、「工事等事故防止重点対策項目」を策定し、工事等における事故防止に取り組んでいます。

令和7年度においても、近年の事故発生状況等を鑑み、下記のとおり定めましたので、お知らせいたします。

なお、**重点対策項目（5項目）**に該当する事故は、措置が重くなる場合があります。



## ①地下埋設管及び敷設ケーブルに対する事故

- ・作業に先立ち、埋設物の有無を台帳等で確認する
- ・試掘等を行い、埋設物(位置・深さ等)を明示する など



## ②架空線に対する事故

※柱、支線含む

- ・作業に先立ち、架空線の必要離隔等を管理者に確認する
- ・高さ制限装置(三角旗)や防護カバーの設置を行う など



## ③高所作業箇所からの墜落事故

※高所作業とは法面・足場等安衛法に規定する高さ2m以上の作業箇所をいう  
※滑落含む

- ・墜落制止用器具(フルハーネス)等を適切に使用する
- ・斜面での作業は、ロープや手すり等を設置する など



## ④重機による施設及び作業員等との接触事故

※施設とは公共施設及び第三者施設をいう。ただし、架空線は除く  
※重機の転倒事故含む

- ・重機の動線を確認し、立入禁止の範囲を周知する
- ・重機オペ・作業員・監視員がお互いに合図する など



## ⑤資材・仮設材及び工具の飛来落下による事故

※壁等の倒壊による上方からの落下事故含む  
※強風による資材等の飛散含む  
※UAVの落下事故含む

- ・吊り荷の移動範囲を確認し、立入禁止の範囲を周知する
- ・上下作業にならないよう、事前に時間等を調整する など



近畿地方整備局のホームページでは工事等事故防止のための安全教育資料を公開しています。現場での安全教育にご活用ください。

